省　令

○経済産業省令第四号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第百十七号）第十一条の二第三項の規定に基づき、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの第一種最終処分業務に必要な金額及び同法第十一条の二第三項の単位数量当たりの第二種最終処分業務に必要な金額を定める省令（平成十二年通商産業省令第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同条の表中「三千四百九十九万九千円」を「四千百六十一万三千円」に改める。

第二条中「平成二十五年」を「平成二十六年」に改め、同条の表中「三千五百六万千円」を「三千六百九十万六千円」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

○国家公安委員会規則第一号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第七十条の規定に基づき、警察官の服制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年二月十二日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

警察官の服制に関する規則の一部を改正する規則

警察官の服制に関する規則（昭和三十一年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表の二の備考八を同表の二の備考九とし、同表の二の備考七を同表の二の備考八とし、同表の二の備考六を同表の二の備考七とし、同表の二の備考五を同表の二の備考六とし、同表の二の備考四を同表の二の備考五とし、同表の二の備考三を同表の二の備考四とし、同表の二の備考二を同表の二の備考三とし、同表の二の備考一の次に次のように加える。

二　冬服及び合服の上衣には、当該上衣の両側にまちを付けた上で当該まちの腰部に貫通口を設け、又は当該上衣の両側の腰部に直接貫通口を設けることができる。この場合において、まちに貫通口を設ける上衣にあつては、当該まちに当該貫通口を覆うためのファスナを付ける等により当該貫通口を外部から直接見ることができないようにすることができるものとし、上衣の両側に直接貫通口を設ける上衣にあつては、当該貫通口にファスナを付ける等により当該貫通口を塞ぐことができるものとしなければならない。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○総務省告示第二十八号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、福岡県豊前市と築上郡築上町との境界を次のとおり変更する旨、福岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年二月十二日

総務大臣　新藤　義孝

豊前市に編入する区域

築上郡築上町大字有安二三三の二、二三四の五及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに大字有安二三二の一、二三二の三の地先の水路である公有地の一部

築上郡築上町に編入する区域

豊前市大字畑中一七〇四の二、一七〇五の三、一七一二の二、一七二二の二、一七二三の二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の一部並びに大字畑中一七〇五の一、一七一〇の二の地先の水路である公有地の一部

○総務省告示第二十九号

市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、新潟県新潟市と燕市との境界を次のとおり変更する旨、新潟県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十六年三月十二日からその効力を生ずるものとする。

平成二十六年二月十二日

総務大臣　新藤　義孝

新潟市に編入する区域

燕市次新字道下一〇六七の一部、一〇九四から一〇九六までの各一部、一〇九七、一〇九八の一部、一〇九九の一部、一一〇〇の一部、一一三二の二の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部

燕市に編入する区域

新潟市西蒲区上小吉九七四の一部、九七七の一部、九七八、九七九の一部、二一四七の一部、二一四八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部

○総務省告示第三十号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定に基づき、石川県かほく市と河北郡津幡町との境界を次のとおり変更する旨、石川県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

○法務省告示第五十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表に次のように加える。

株式会社セントラルリース	新潟県新潟市江南区俵柳新田浦三百五十八番地一

とび	新潟県岩船郡関川村長 北海道積丹郡積丹町長

右の処分は、平成二十六年三月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十六年二月十二日

法務大臣　谷垣　禎一

○法務省告示第五十五号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年三月一日から効力を生ずる。

平成二十六年二月十二日

総務大臣　新藤　義孝

かほく市に編入する区域

河北郡津幡町字御門い八六の一部、八八の一部、八九の一部、九〇の二の一部、九一の一の一部、九一の二の一部、九二の一部、九三の一部、一一九の一部、一二九の一部、一三六から一三九までの各一部、一四四の二の一部、一五五の一部、一五六の二の一部、一五八の二の一部、一五九の一部、一六一の二の一部、字領家東二七の二の一部、二八の二の一部、八六の一部、八九の二の一部

河北郡津幡町に編入する区域

かほく市多田イ一〇の一部、一一の一部、二六の一部、三九の一部、四〇の一部、ロ二の一部、三の一部、一五の一部、一六の一部、一六の二の一部、一四九の一部、ヨ一の一部、二の一部、四四の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びにロ一二の地先の道路である公有地の一部、河北郡津幡町字御門い一五五に隣接するかほく市の水路である公有地の一部

○法務省告示第五十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

法務大臣　谷垣　禎一

平成二十六年二月十二日